

# 外来患者さまへのお願い

## 『一般名処方加算』について

当院では、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。しかし、一部十分な供給が難しい医薬品があります。この医薬品に関して、特定の商品を指定するのではなく、薬剤の有効成分の名称をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方は有効成分、効能が同じであれば、自由にお薬を選んでいただけます。そのため保険薬局にて、患者さまご自身の希望を確認される場合があります。この一般名処方のメリットは、お薬の不足回避だけでなく、患者さま本人が後発医薬品（ジェネリック）を選択でき、経済的負担が軽くなることです。ご不明な点等ございましたら、医師、薬剤師までご相談ください。

令和6年6月1日より診療報酬改定にて点数が変更となります。

一般名処方加算 1                      7点      →    10点

（後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般名処方されている場合）

一般名処方加算 2                      5点      →    8点

（後発医薬品が存在する先発品のうち1品目でも一般名処方された場合）

令和6年4月

立花病院 院長